

# モンゴル時代の兵站制度に関する一試論

## ～ 大元ウルスとフレグ・ウルスの比較を通じて ～

矢澤知行  
(東洋史学研究室)

### はじめに

13世紀初頭、チンギス・カンのもとに勃興したイェケ・モンゴル・ウルス（モンゴル帝国）は、第4代モンケ・カンの時期にはすでに広大な版図を有し、政治・経済・軍事など各方面にわたる統治体制を整えつつあった。モンケ・カンは二人の弟クビライとフレグに遠征を命じ、さらなる版図の拡大を目指した。

東方に遠征したクビライは、雲南・大理への進攻を皮切りに、数段階にわたる中国進出を成功させ、漸次支配を確立していった。その過程で大元ウルス（元朝）をうち立て、モンケに継ぐ第5代カンとして即位し、最終的にはモンゴル高原から江南にかけての広大な版図を手中にした。そして大元ウルスは、そこから産み出される富を背景に、従来の陸上貿易のみならず海上貿易にも本格的に乗り出し、飛躍的な発展を遂げた。

一方、西方に遠征したフレグは、イランを中心とする西アジア方面に足掛かりを得て、フレグ・ウルス（イル・カン国）を形成した。フレグ・カンの曾孫ガザン・カンは、宰相ラシード・アッディーンに『集史 (Jāmi' al-Tavārikh)』の編纂を命じると同時に、抜本的な制度改革を実行に移して、安定した体制を築いた。

大元ウルスとフレグ・ウルスは東西に大きく隔たってはいたが、いずれもイェケ・モンゴル・ウルス以来の特徴を色濃く残し、さまざまな共通性を帯びていた。また、両ウルスは、海陸に張り巡らされた交通路を通じて人や物の相互交流を活発に行っており、モンゴル時代の繁栄を現出する重要な位置を占めていた点も注目に値する。

さて、本稿は、クビライ・カン期の大元ウルスとガザン・カン期のフレグ・ウルスについて、とくに兵站制度に着目しつつ両者を比較することにより、モンゴル時代のもつ一側面に光を当てようとするものである。なお、本稿でいう兵站制度とは、戦闘時の兵站補給のあり方だけでなく、軍隊や軍人にとって経済的な基盤をなす仕組みを広く視野に入れ、取り扱うこととする。

### 1. 大元ウルスの奥魯と屯田

大元ウルスの軍事組織はその複雑さゆえにまだまだ不明な点が少なくない。それは、従来の中華王朝の常識では説明できない側面、すなわち、初期のモンゴル軍以来の流れを強く継承した部分

が多いことにも原因がある。

大元ウルスの軍隊を経済的に支えていた兵站制度についても、中国の伝統的な制度の延長上に位置づけることのできない点が多い。蓮見節氏によって明らかにされているように、草原を中心に展開していた初期のモンゴル軍は、軍団ごとに先鋒軍 (alginči)・中軍 (qol)・輜重軍 (a'uruq) という“縦の区分”を持ち、遠征の際にもこのような隊形をとっていた<sup>1)</sup>。このうち、軍人の家族や畜群から構成される輜重軍アウルク (a'uruq) が、戦闘時や遠征時に後方からの軍糧補給を行う存在であり、その軍団の中における兵站組織の役割を果たしていた。『元朝秘史』巻4・第136節には次のような記事が見える。

チンギス・カンのアウルクはカリラト湖にあった。アウルクに残った者を、ジュルキン族が五十人の衣服を剥ぎとった。十人を殺した。「ジュルキン族にそのようにされた。」と言って、われわれのアウルクに残った者が、チンギス・カンに告げると、… (後略)

ここには、チンギス・カンのアウルクがジュルキン族の奇襲に対して本格的な抵抗ができなかった事実が記されており、アウルクが主として非戦闘員から成っていたことが推定できる。この他にも『元朝秘史』に散見されるアウルクに関する記述<sup>2)</sup>を総合すると、アウルクが移動の可能な陣営であったこと、軍人の家族や畜群、隷属民などを内包していたことなどが判明する。モンゴル軍人は、戦闘や遠征に赴く際にも普段のような遊牧生活を基本的に維持していたため、このような輜重軍アウルクが存在したのである。

モンゴルの輜重軍アウルクの呼称は、その後、漢語史料に見られる奥魯という語に継承された。『山右石刻叢編』巻27・周獻臣碑に、

奥魯とは蓋し本朝軍人の族屬の名なり。

とあるように、奥魯は軍人が郷里に残している家族を指すものとなり、世祖クビライ初期には、奥魯官を各地に設置して軍人の家族を管理し、兵站活動の充実を目的とする奥魯制が整えられた<sup>3)</sup>。つまり、後方の輜重軍であったアウルクは、必ずしも移動を必要としない定着的な兵站組織=奥魯に変質したとみなすことができる。奥魯制は、モンゴル軍や漢軍など、ほとんどの大元ウルス軍に適用され、華北において対南宋戦のための食糧調達を積極化する重要な役割を担った<sup>4)</sup>。

奥魯制が郷村のレヴェルにおいて果たした具体的な機能は軍戸の管理であった。モンゴル軍人や漢人の軍人は、出身地の軍戸に家族を残して出征しており、蒙古奥魯や漢軍奥魯などがそれらの軍戸を内包し管理していたのである。モンゴル軍人については、彼らが漢人奴婢を使役して耕作を行っていた例がすでに海老澤哲雄氏によって指摘されているように<sup>5)</sup>、必ずしも遊牧生活を維持していたわけではなかった。漢軍戸についても、軍戸の生活の基盤は主として各戸が営む農業生産にあり、そこから壯丁を軍人として無期限に提供し、その出征費用を負担していたことなどが、大島立子氏らによって明らかにされている<sup>6)</sup>。

漢軍の軍戸の構成と軍人の選出については、『元史』巻98・兵志に以下のような記述が見られる。

既に中原を平らげ、民を發して卒と爲し、これを漢軍と爲す。或いは貧富を以て甲乙と爲し、戸ごとに一人を出すを、獨戸軍と曰い、二三を合して一人を出せば、則ち正軍戸と爲し、餘は貼軍戸と爲す。或いは男丁を以て論じ、嘗ては二十丁を以て一卒を出すも、至元七年、十丁もて一卒を出す。或いは戸を以て論じ、二十戸もて一卒を出し、而して年二十以上の者を限りて充つ。

すなわち、漢人の軍人を選出するとき、各戸の貧富の度合いを考慮して基準を設け、一戸から一丁を出すことができる場合は獨戸軍とし、一丁の軍需費用を賄えない場合は二戸あるいは三戸で一組として、兵を出した戸を正軍戸、経済的負担のみを担うその他の戸を貼軍戸とした、というものである。このように軍需費用の負担の可否が基準となっていたことの背景として、モンゴル人・漢人を問わず、軍人の出征費用は原則として自己負担であったということが指摘できる。軍戸が軍役だけでなく出征費用まで負担することは、たとえ科差が免除されていたとはいえ、その負担がいかに重いものであったかは想像に余りある。このため、数戸を一つの単位として経済的負担を補完し合う場合が生じたのであり、その意味では、太田弥一郎氏の述べている通り“正軍戸・貼軍戸制は軍役の確保という要請に応じるために採られた現実的かつ次善の方策<sup>7)</sup>”だったと見てよいだろう。

さて、大元ウルス軍は、南宋を降していく過程において、きわめて膨大な数の旧南宋軍人を吸収した。これによって軍人の確保という問題は解消されたが、彼らをいかに処遇するかという問題が新たに生じた。彼らは再編成されて新附軍と呼ばれ、その一部の精鋭部隊は中央に直属したが、多くは江南駐屯軍<sup>8)</sup>や日本などへの遠征部隊となった。新附軍において奥魯制は実施されず、そのため新附軍の軍人を支えるための大量の軍糧をいかに調達するかという問題も浮上した。そこで推進されたのが屯田の建設であった。すなわち新附軍軍人の一部を荒廃地などに投入し、その復興作業と兵站活動に充当することによって、人的資源の余剰と軍糧の不足という二つの問題を一挙に解決しようとしたのである。

屯田においては、『元史』巻100・兵志・屯田・江浙等處行中書省所轄屯田に、

世祖至元十八年(1281)、福建を以て、軍糧を調え費用を儲うるに、腹裏の例に依りて、屯田を置立せり。管軍總管鄭楚等に命じて、鎮守せる士卒の年老いて征戰に備うるに堪えざる者を發し、百有十四人を得、また南安等縣の居民一千八百二十五戸を募り、立屯し耕作せしむ。

とあるように、年老いて軍役に堪えられない軍人などが割り当てられることが多かったようであるが、かといって屯田において軍役が要求されなかったかという点、『通制條格』巻7・軍防・屯田に、

至元二十六年(1289)八月、樞密院の議擬せる禁約諸軍例内の一款に、「内外の諸軍に役する所の屯田の軍人は、自來、且つ耕し且つ戦う。本管の官吏、王事を以て念と爲さず、ただ農夫より一例に老幼或いは軀丁を濫収して應當することを恐る。如し調遣に遇い、点覩し得て、もし執役に堪えざるの人あれば、かならず當該の官吏は治罪し施行する。」と。とあるように、原則的には“調遣”すなわち軍人として派遣することを想定して屯田の成員は徵集されていたのであり、上記のような禁令によって屯田軍人の弱体化への対応策が講じられていたことがわかる。また、『元史』巻98・兵志・兵制・至元十一年(1274)には、

六月、潁州屯田總管李珣、言えらく、「近く簽軍の事を爲すに、乞うらくは、徐・邳州の屯田の例に依りて、每三丁の内、一丁は城を防ぎ、二丁は糧を納め、丁七七百餘人を簽すべし。并びて元撥せし保甲の丁壯は、珣をして通領せしめ、潁州を鎮守し、代わりて屯を見、納合監戰の軍馬は別に用いん。」と。これに従う。

とあり、屯田の中では、三人のうち一人は警備など軽い軍務につき、二人は農業に従事して軍糧調達を担う、というような比率が適用されていたことが窺える。

大元ウルスの屯田は南宋を接收する前からすでに存在した。それらの多くは対南宋戦に備えて

前線付近の民戸を徴集して形成された民屯であった。その後、南宋の接管が完了するころから、新附軍の軍人を労働力として投入した軍屯がさかんに建設され、1280年代には屯田設置数のピークを迎えた<sup>9)</sup>。

従来、大元ウルスの屯田政策は、漢魏以来、中華王朝で繰り返し実施されてきた屯田制を踏襲したものとみなされてきた。たしかに、大元ウルスの諸軍の中でも漢軍において最初に屯田が形成された事実や、クビライ即位とほぼ同時に実施された勸農政策と屯田設置が、姚樞や張文謙ら農政に明るい漢人官僚の提言によるものであったのをみれば、大元ウルスの屯田は伝統的な中華王朝のそれを継承したものと考えられる。しかし、クビライ・カンの屯田設置策は、旧南宋の軍人を吸収・消化して軍屯に定着させることに主眼を置いていたから、戦時において軍屯が機能するのが通例だった旧来の屯田とは趣を異にしており、その点では、旧来の屯田の枠に収まりきらない実体を持っていたといえる。そもそも屯田のような兵農一致の政策は、中国に限らず様々な地域や時代で実施されてきた、いわば普遍的な制度であることに留意しなければならない。漢語史料に“屯田”なる語が表れているからといって、それを中華王朝の屯田の延長上に安易に位置付け、大元ウルスが伝統的なそれを採用したと即断することには無理があるように思う。

さらにいえば、大元ウルスの初期に華北で実施された奥魯制や、それに伴って形成された正軍戸・貼軍戸についても、漢語史料から表面的に得られる情報だけではその実像が捉えきれない。そこで、次章では、大元ウルスにおける一連の兵站制度のあり方に再検討を加えるため、フレグ・ウルスの事例を検証してみたい。

## 2. フレグ・ウルスの軍人 (charīk) とイクター (iqṭā‘)

前章でも述べたように、草原を中心に展開していた初期のモンゴル軍においては、後方の輜重軍アウルク (a‘uruq) が遠征時における兵站組織の役割を果たしていた。モンケ・カンの命で本拠地モンゴルを出発したフレグの西征軍がイランの地に到達した時にも、やはりアウルクを伴っていたことが、『集史』フレグ・カン紀の次の記事などから確認できる。〔 〕内は訳者が補った部分、( )内は原語または説明。以下同様。)

フレグ・カンは、〔ヒジュラ暦〕第4月11日水曜日、ハマダーン (Hamadān) とシヤー・クー (Siyāh-kūh) の境界に残しておいたアウルク (aghrūq) に着いて、旅の疲れを癒した。一週間、健康を害した。そして健康になった<sup>10)</sup>。

もともとフレグの西征軍は、多系統の部族の軍から構成された、いわば寄せ集めであった。それが、クビライとアリク・ブケによるカン位継承戦争のため、遠征先のイランにやむをえず居着いた結果、主将フレグを中心として成立したのがフレグ・ウルスである。フレグ・カンはまもなく死去したため、フレグ・ウルスは当初からまとまりを欠いた状態が続き、内紛が絶えなかった。経済基盤を確保できない諸部族の軍は、各地の農村で略奪をほしきままにし、また、フレグ・ウルス内のカン位継承に絡む無秩序な賜与により国庫は瞬く間に底をつき、フレグ・ウルスは崩壊の危機に直面した。フレグの曾孫にあたるガザン・カンは、そうした混乱状況のなか、1295年、周囲の政敵を倒して即位した。東方の大元ウルスでクビライ・カンが没した翌年のことである。若き新カンは諸改革を断行し、それらを成功させてフレグ・ウルスを復興に導いた。ガザン・カンの治世の諸改革については、彼に仕えた政治・財政顧問ラシード・アッディーン (Rashīd al-Dīn) が著した『集史 (Jāmi‘ al-Tavārikh)』のガザン・カン紀<sup>11)</sup>に詳しく、なかでも軍事制度

の改革については第24節「[ガザン・カン] 各地方 (vilāyat) のいくつかの場所 (mavāzi') をモンゴル軍に与えてイクター (iqṭā') とした」にまとまった記事が見られ、俸給としての封邑イクターを分与するにいたった背景と、イクター分与に際して発布された勅令が掲載されている。同史料をもとにフレグ・ウルスのイクター制を扱った研究としては本田實信氏のもの<sup>12)</sup>が挙げられるが、本稿では、本田氏の研究成果を踏まえながら、兵站制度という観点から新たに見直すことを試みたい。

まず、初期のイェケ・モンゴル・ウルスの状況を示す史料として、次のような記述を挙げることができる。

いま、[次のことは] すべての人に明白 [な事実] である。以前、我らの善き父たちの時代にモンゴルの人々 (ülüs-i mughūl) は、現在すべて廃止が命じられた家畜の現物税 (qūpchūr-i mavāshi) 、大駅 (yāmhā-yi buzurg) の課税、厳しい法 (yasāq) の負担への忍耐、軍役 (qalānāt) といった様々な種類の要求や面倒なことが求められた。彼らの大部分は倉庫から軍糧 (taghār) [を持ち出すこと] が禁じられた。そのような報酬 (badal) の義務にもかかわらず、まっすぐに力を捧げ (küch dāda) 、奉仕して、反乱 (qiyām) することもなく、遠い旅の苦勞に耐え、[それでも] 満足していた。疑うこと (shakk) なく極限までモンゴル軍人に富や税収 (ḥaṣil) が金銭的に増えることはなかった。<sup>13)</sup>

これは、勅令の冒頭の一部である。初期のモンゴル軍人は、政府から軍糧 (taghār) などの配給を受けず、逆に現物税クプチュル (qūpchūr) の納付や、駅 (yāmhā) の維持のための負担が課せられた。これは、初期のモンゴル軍において軍人の家族や畜群からなる後方の輜重軍アウルクが軍団に必要な軍糧を調達していた事情とも関わっている。つまり、モンゴル軍人は普段の遊牧生活を維持したまま遠征に赴いていたため、軍糧を軍団外部からの補給に頼る必要はなく、その一方で、軍人たちはモンゴル軍団の一員として作戦行動に携わり、政府に対してさまざまな義務を負っていた。すなわち、モンゴル軍人たちは、ウルスに属して行動しながらも、軍糧の調達は自ら行うことを原則としていたのである。

しかし、イランに駐留したモンゴル軍にとって、周囲は豊かな牧草地ばかりではなかったから、従来の遊牧生活とそれに基づいた兵站活動を維持したままでは、恒常的な生活の保証は得られなかった。そのために窮乏する軍人が多く発生し、とくに軍隊の駐留先で、農民に対する不法な略奪行為が行われたことは、次の記事からも推定できる。

軍人が駐留 (nishastan) するときにそれらの地方に迷惑をかけている。さらに、真偽のほどは分からないが、「何も持っていない。収入も残っていない。寒さ (sarmā) 、瘟疫 (yūt) 、その他の災害 (āfathā) のために我らの家畜 (chahār-pā-yān) は死んでしまった。」と皆が言っている<sup>14)</sup>。

そうした弊害を避けるため、ガザン・カンはいくたびかの試行錯誤ののち、イクターの分与にふみきった。以下の記事は、ガザン・カンがイクター分与の勅令を発布するにあたり、どのような意図を持っていたかを示した部分である。

最良策は、軍の通路や彼らの夏营地 (yaylāgh) と冬营地 (qishlāgh) にあたる諸国 (mamālik) や諸地域 (vilāyāt) で、彼らがその地域 (vilāyāt) で逸脱した行為をし、村落や農民たちを押さえつけている地を、すべてイクター (iqṭā') として軍人に与えることである。分け前 (ḥiṣṣa) は千戸 (hazāra) ごとに一定にし、[軍人を] それらの所有者

(mutaşarrif) とし、それを自ら治めさせよう。[それによって] 彼らの眼と心は満足する。この時代においては、軍人たちの多くが私有地 (amlāk) [を持ち]、農業をしようと切望しているので、イクター (iqṭā') の私領 (milkī) を手に入れば、[彼らの] 希望が叶う。皆が自分の分け前 (hiṣṣa) と生計 (ma'ishat) をその税収 (ḥāsil) から得るので、もはや国庫 (khizāna) が毎年彼らの消費 (ṣarf) を心配する必要がない。そして自分たちの馬丁 (kūtālchī)、牛、種子を使用しての耕作が彼らの役に立つ。干し草 (kāh) と大麦 (jau) を確保すれば、もしもさらに放牧地 (yūrt) があったとしても、皆が二、三頭の馬を肥やせば、危急の時に早く出動できる。なぜ我らの軍が多く家畜斃死の損害を蒙ったかといえ、現在、まったく水と牧草 ('alf) が生じていないからである。諸地域 (vilāyat) を軍人の給与代わりに授け、必要な駅 (yāmhā) の資金、王子や后妃たちの食糧 (āsh)、さらに必須の経費 [の財源] もまた諸地域 (vilāyat) に求めて、これを彼らに授け、すべて所有させるとすれば、我らの収入 (ikhrājāt) はより少なくなるが、[農民たちから] しつこく取り立て、要求する者も少なくなる。軍の通路 (mamarr) ・宿営 (maqām) ではない幾らかの諸地域 (vilāyat) が主として [王室の] 収入資金として残れば、これは迷惑なしに管理することでき、そこから得られる税収 (ḥāsil) で充足できる。軍の重大な諸事情なども、これによって原因が取り除かれる。今後はこの規則 (qā'idah) によって整えよう。このようにすればその利は諸王、官人 (āmīrā)、大臣 (vazīrā)、軍人たち (lashgaryān)、農民たち (ra'āyā) を含むすべてに及ぶ—— [ガザン・カンの] このような考えによって、アム (āmū) [河] の水からミスル (misr) [の界] に至る全軍に、2、3カ月以内に一定のイクター (iqṭā') を分与させることを命じ、これに関して勅令 (yarligh) を発布した<sup>15)</sup>。

ガザン・カンはイクター分与に際し、兵站問題の解決にも注意を払っていた。まず、軍人に対して、基本的には従来の遊牧生活を維持し、出征時などに必要となる軍糧やその他の財源を自分のイクターからの税収で賄うよう指示した。つまり、軍糧の確保に苦しむ軍人に対して、政府がそれを配給するのではなく、イクターを委ねて自ら調達させることを意図したのである。そして、分与されたイクターには、遊牧ルートや夏营地と冬营地の周辺で軍人がすでに事実上私有化していた土地が充てられた。イクターには村落と農民が属していたが、軍人がみずから耕作を行う場合もあった。ただし、耕作を始めた軍人が遊牧生活を全く捨てたわけではなかった。そのことは、干し草と大麦を確保することによって騎馬を維持することが奨励されていた点、駅舎の維持費などが従来通り軍人の負担であった点などからも推察できる。

さらに、勅令の本文には次のように見える。

これによって我らは恩賜 ('āṭifat) と譲与 ('atīh) を含めてすべてのモンゴル軍人 (charīk-i mughūl) を一列となし、いかなる者も我らの恩恵 (an'ām) から洩れないようにして、彼らが力を捧げ (kūch dādan)、軍が駐留 (nishastan) する時には、諸国 (mamālik) を護る力 (qadrat) と富 (yasār) と能力 (istitā'at) を持つように命ずる。なぜなら国事 (umūr-i malk) の中心 (madār) ・安定 (istiqāmat) ・運営 (intizām) は彼ら [軍人] 次第だからである。これゆえに [次のように] 命ずる。諸国 (mamālik) ・諸村落 (dīhhā) 内にあり、みな [軍人の住地に] 近く、彼らに適当な (munāsib) 場所の水 (āb) と土地 (zamīn) を、王室領 (īnjū)、国有地 (dalāy) から選んで (ilghāmīshī karda)、その耕地と荒地 (mazāri'-i ābādān va kharāb) を、租税台帳 (dafātīr va qavāmīn) に記されている所に従い、イクター (iqṭā') の名をもって千戸ごとに決定し、彼ら [軍人

に] 交付して, [軍人を] その所有者 (mutasarriif) とする<sup>16)</sup>。

ガザン・カンがイクターに充当した土地は耕地ではなかった。この史料には、荒廃地の再墾も意図されていたことが示されている。また、イクターを“王室領と国有地から選んで”とあるが、先述のように軍人による土地の私有化が進んでいたのであるから、実際にはガザン・カンが軍人同士の利害関係を調整しつつ、王室領や国有地からイクターを分与する形式をとったのであろう。無論そこには中央政府の存在を軍人たちに印象づける意図も込められていたはずである。いずれにせよ、ガザン・カンは、軍人が村落と農民を私有化している状態を概ね承認することによって、軍人の経済的基盤を固め、兵站問題の解決を目指したのである。その際、みずから耕作を願う者にはそれを認めたが、遊牧戦士にとって兵站の源泉ともいえる家畜を飼育するよう求めるなど、国事を支える存在である軍人の遊牧生活とそれに付随する軍役負担を確実に維持することを意図していた。したがって、兵站活動についていえば、従来通り軍人たちに自給自足の原則を守らせる姿勢を崩さなかったのである。

この勅令が、はたしてどの程度実行に移され、またその実効性がいかほどであったのかという疑問は残るものの、ガザン・カンの政策の意図が直截に伝わるという意味において、貴重な史的価値を持つ。より詳しい理解を得るために、勅令の細則にも目を通してみよう。この細則は全十条から成るが、そのうち兵站問題に関わる内容を持つものを挙げ、各々検討を加える。

第一条：王室 (inju) と政府 (divān) に属していた諸村 (mavāzi') の農民 (ra'āyā) 集団のうち、昔からその諸村 (mavāzi') の住民であり、また耕作していた者は、みなこの規定 (qā'idah) によって耕作に従事し、その利益 (bahra) を正確に軍人 (charik) に届けよ。  
[すなわち] 政府 (divān) の [徴収すべき] 金銭 (māl), 現物税 (qūpchūr), 附加税 (mutavajjihāt) を細目通り過不足なく軍に届けよ。

第二条：次に、軍人たちの集団は、私有地 (amlāk), 地主や所有者のいる土地 (zamin-i malāk va arbāb), 寄進地 (auqāf) に手出しをしてはならず、その収入を横領してはならない。その政府 (divān) の [徴収すべき] 金銭 (māl), 現物税 (qūpchūr), 附加税 (mutavajjihāt) を、法律台帳 (dafātir-i qānūn) の前述の細目通り正確に届けよ<sup>17)</sup>。

これら二つの細則から、軍人がイクターの農民から税を徴収する義務を負い、徴収したうちの一部が軍人の収入に、残りは政府に送られたことがわかる<sup>18)</sup>。その徴収額は法的に規定され、従来のような無制限の徴収やイクター外での徴収は禁じられた。したがって、軍人にとっては、必要な軍糧が安定して供給されるようになった反面、収入源の範囲が限定されるようになったともいえる。

第四条：次に、[モンゴル軍人に授与された] 豊かな (ābādān) あるいは荒廃している (kharāb) 村落 (dihhā) の農民 (ra'āyā) のうち、[他地域に] 離散して三十年に満たず、かつ他地域の戸籍 (shumāra va qānūn) に登録されていない者はだれでも、[本来所属すべき者の] もとに返す。もし他地域の農民 (ra'āyat) で彼ら [モンゴル軍人の] もとにいる者があれば、それをみな [本来の地域に] 返せ。いかなる理由があっても他地域の農民を自分のものにしてはならない。… (中略) … [農民を] よく存恤せよ (isrāmīshī kunand)<sup>19)</sup>。

この史料からは、耕地の荒廃などにより農民が離散し流亡する現象が起きていたこと、軍人による私有化が土地だけでなく農民自体にも及んでいたことが判明する。農民を本籍に返し、同時に、軍人が不法に農民を使役することを禁止するために立てられたのがこの細則であり、ガザン・カ

ンによる農民の固定化と保護の方針がよく表れている。

第八条：次に〔以下のように〕命ずる。〔上に〕詳述したように、水と荒廃した土地と豊かな土地からなるそのイクター (iqṭā‘) を千戸の間に分与するにあたり、この地方の知識ある住民 (ahl-i khibrat) はみな、我らの任命した書記官 (bitikchi) 某のもとに来て、〔イクターの土地を〕十区分し、鞭 (tāziyāna) で籤引 (qur‘a) をせよ。それから百戸・十戸の間に区分 (bulūk) して鞭 (tāziyāna) で籤引 (qur‘a) をせよ。我らが監察職 (‘ārzi) に任命 (tūsāmishi) したこの書記官 (bitikchi) は、百戸・十戸ごとの分け前 (hiṣṣa) を別々にし、荒廃した (kharāb) あるいは豊かな (ābādān) 〔土地に〕名前をつけて、その一冊〔の写し〕を大政府 (divān-i buzurg) に、一冊〔の写し〕を千戸長 (amīr-i hazāra) に、諸百戸の台帳 (dafātir) は百戸長と十戸長 (amirā-yi ṣada va dahd) に預ける。このようにして監察職の書記官 (bitikchi-yi ‘āriz) は毎年査察して、耕作に努力した者と怠けた (taqṣir) 者の名前、および各分け前 (hiṣṣa) 〔の地〕の荒廃と豊作の状態を確かめて記録し、我らに報告せよ。努力した者には特別の恩賜 (soyūrghāmishi) があり、怠けて〔土地を〕荒廃させた者は罪で捕らえられる。… (後略)<sup>20)</sup>

この細則はイクターの分与方法を詳しく記したものである。イクターの分与担当の中心となったのは政府から派遣された書記官であり、書記官は、毎年、耕作の状況などを監査する義務を負っていた。つまり、ガザン・カンは、イクターを分与した軍人を放任するのではなく、監察職の書記官を通じて軍人の行動を管理し、同時に、勸農政策の推進をも目指したのである。なお、次の細則にも、書記官を通じて軍人の行動全般を監察する意図が示されており、例えば農民に対する税の過剰徴収などにも注意を払っていたことがわかる。

第九条：次に〔以下のように〕みなす。このイクター (iqṭā‘) は軍役 (qalān) に服して力 (kūch) を捧げる軍人 (charīk) の人々に定められる。… (中略) …また〔次のように〕命ずる。もし軍人 (charīk) の人々が金銭 (māl), 現物税 (qūpchūr) 等を、法律台帳 (dafātir-i qānūn) に分与されている〔額〕以外に何かを徴発すれば、監察官 (‘āriz) はこれを放置してはならない。もし〔軍人が〕暴力 (‘onf) と権力 (zūr) で奪取しようとするれば、監察官 (‘āriz) は隠すことなく、その者の名を記して我らに報告せよ<sup>21)</sup>。

ところで、ガザン・カンによりイクターを分与された“軍人 (charīk)”には、現地のイラン定住民も含まれていたことを確認しておかなければならない。『集史』ガザン・カン紀・第25節には次のように見える。

〔ガザン・カンは〕峡谷 (darbandhā) と歩兵 (piyāda) が見張ることのできる険しい辺境 (sarḥadd) 地域に、タージーク (tāzīk) の諸軍を〔派遣するよう〕命じた。そして、すべて〔のタージーク軍人〕に給与 (jāmagī) とイクター (iqṭā‘) を与えた。… (中略) …命じて、彼らを複数の千戸、百戸に〔編成することを〕定め、名前・装備 (hilya) を台帳 (daftar) に登記した<sup>22)</sup>。

史料中のタージークとはイランの定住民、すなわちイラン系やトルコ系の人々の呼称であり、この記事には、彼らがモンゴル軍と同様に十進法組織で編成され、イクターが分与されたことが明記されている。彼らは、大元ウルスにおける漢軍や新附軍と同様に、実戦部隊はもちろん都市の駐屯軍や駅伝の警備などにも割り当てられた。マーザンダラーニー (‘Abd-Allāh Ibn Muḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarāni) が記した『天職論 (Risāla-yi Falakiyya)』には、モンゴル軍とタージーク軍それぞれに分与されたイクターが俸給額として示されており、イランの定住民の



軍人へのイクター制適用の状況などを垣間見ることができる<sup>23)</sup>。

先述のように、フレグの遠征軍は多系統の諸部族軍からなる集合体であった。西征以来、数十年を経たガザン・カンの治世にあっては、遊牧民モンゴルとしての帰属意識を持ち続ける古参のモンゴル軍人はすでに減少していたはずである。実際、モンゴル軍人がイクターでの農業経営を始める傾向があったことは先に見たとおりである。彼らの一部が遊牧を捨てて都市での定住生活に移行することも少なくなかったであろう。志茂碩敏氏は次のように述べる。“ガザンは『モンゴル史』<sup>24)</sup> 編纂の作業をつうじて、王族たるチンギス一門と麾下のモンゴル諸部族との間に一貫してつづいてきた強い絆と、それによって達成されたモンゴル帝国の栄光の歴史とを、フレグ・ウルスのモンゴル諸部族の成員たちに再確認させようとした<sup>25)</sup>。”氏のいう“モンゴル諸部族”や『集史』にみられる“モンゴル軍人 (charik-i mughul)”という語が示す彼らが、実体としての程度、モンゴルの一員としての帰属意識を持っていたのだろうか。氏が述べるように、失われかけた“強い絆”を回復するために編まれたのが『モンゴル史』あるいは『集史』であったとすれば、例えば、史料中に“モンゴル軍人 (charik-i mughul)”なる表現があらわれたとしても、それは必ずしもイエケ・モンゴル・ウルス以来の系統のいわゆる「純粋な」モンゴル軍人を指すものとは限らず、慎重かつ繊細な扱いが要求されるのである。

一方において、イランの定住民がフレグ・ウルスの軍隊に吸収され、十進法単位で編成されただけでなく、イクターの分与も受けていた。先述のマーザンダラーニーの『天職論』の記事のように、イクターの分与に関してモンゴル軍とタージク軍が分けて記されているとしても、当時のフレグ・ウルスにおいて両者がどれほど厳密に区分されていたのかは判然とせず、むしろ遊牧民と定住民の混濁が進行しつつあったと考えるほうが自然である。

以上のことから、ガザン・カンが目指した兵站制度のあり方を次のようにまとめることができる。ガザン・カンは、彼の即位まで相次いだ戦乱や軍人の苛斂誅求によってイランの農民層が耕地から遊離しがちであることを憂い、同時に軍人たちが各々の経済基盤を確保できていない状態を深刻視した。当時のフレグ・ウルスにあっては、マムルーク朝への度重なる遠征をはじめ外部に対する戦役も比較的多く、また、定住民の軍隊への加入やモンゴル軍内に起きている農業経営の要請にも対処せねばならず、兵站制度の確立は重要課題の一つであった。ガザン・カンはこれらの問題を一挙に解決するため、きわめて現実的な方策を選択したのである。それは、まず、軍人の経済基盤をイクターの分与によって安定させ、同時に軍人を政府と農民の中間に位置付けて徴税請負の義務を代行させることであった。そして、各イクターに書記官を派遣し、軍人の義務遂行と農民庇護の実態をつぶさに監察させることによって、イクター分与とそれに伴う一連の新しい秩序の確立と維持を目指したのである。そしてその秩序とは、モンゴル遊牧民が輜重軍アウルク以来、守りつづけてきた軍糧の自給自足という原則をけっして崩すものではなく、それを当時のイランの事情に即して発展させたものであった。

### 3. 兵站制度からみたモンゴル時代

1300年前後のユーラシア大陸は、モンゴルの諸ウルスが東西にわたってゆるやかに接続し、それぞれが遊牧モンゴル以来の特徴を保ちつつ、地域的な特性を活かした政治・経済の運営を行い繁栄していた。大元ウルスとフレグ・ウルスにおいても、それぞれがモンゴルの要素を保ちながら、時代や地域の状況に対応した現実的な政策が実施されていた。それは兵站制度についても

いえることである。

『元典章』戸部・卷5・荒田・「荒閑田土無主的做屯田」には、大元ウルスの状況を示すものとして、淮西道宣慰使アンギル（昂吉兒, Anggir）の上奏と、それを受けて下された聖旨の内容が記されている。

至元十四年（1277）三月、欽奉せる聖旨に、…淮西道宣慰使昂吉兒<sup>フンギル</sup>の奏に、「淮西廬州の地面は、われらの軍馬が多年、征進したために、百姓たちの手放した空閑の田地が多くある。もし自ら種田を願う人があれば、種えさせたらまことに便當である。種えさせた時に与えた限次にその田地の主人が来たなら主人たちに、限次に来なかったら種田を願う人たちに種えさせよ。種えた後に、主人たちが来て、これは俺の田地だと来て言ったら、占を争うのをやめよ。更に軍が請け負うべき糧食を運搬すれば、百姓は苦しむ。更に費やした官糧は、軍に屯田をさせれば、官に於いて有益であり、糧食も容易である。」と言った。このように奏したので、聖旨を与えた。聖旨が到った日より田地の主人が半年に限って出て来て、官司を経由して、若しまことにその田地であって、争差することがなければ、主人に分付し、舊に依りて種えさせよ。若し限次に来なければ、いかなる人であろうと自ら願って種えるものに種えさせよ。更に軍民にたいし斟酌して牛具・農器・種子を与え、屯田をさせよ。種えた後で主人が出て来て俺の田地だと来て言ったら、争いをやめるよう要めよ。これを欽め。

この史料におけるアンギルの上奏の趣旨は屯田設置の提案であり、とくに戦乱などによって農民が離散して荒廃した土地を再墾することを奨励したものである。史料中の“自ら種田を願う人”が必ずしも軍人であったとは限らないが、旧所有者が現れない荒廃地は、再墾して屯田とすることが明記されており、諸状況から見て至元二十一年（1284）に正式に立屯される芍陂軍屯に関するものと考えられる<sup>26)</sup>ことから、主として軍人を対象にしたものであるという推測が成り立つ。アンギルの上奏はほぼそのまま受理され、史料のような土地所有問題の解決と屯田設置の奨励に関する聖旨が発令されたのである。

一方、前章でも掲げた『集史』ガザン・カン紀・第24節のガザン・カンの勅令には、次のような細則がみられる。

第三条：次に、[モンゴル軍人は]彼らの牧草地(yūrt)内にあり、荒廃(kharāb)している政府(divān)の村落・耕地(mazāre')・土地(mavāzi')のうち、草地(marghzar)となってしまったものは分割をせず(nashikāfand)、その他[の荒廃地]は自分の捕虜(asirān)、奴隸(ghulamān)、牛、くびき(juft)、種子を使用して耕作し、これらの収穫(irtifa')のすべてを取れ。もしその荒廃した土地の所有者(mālikī)が現れ、所有権(milkiyat)や寄進地の管理(tauliyat-i vaqfiyat)を主張し、長期間所有していたと訴えたなら、神聖な法(shar'-i muṭahhar)に照らして彼の真実(haqīmat)が確立されれば、軍人たちは[そのまま]自分の捕虜(asirān)・奴隸(ghulamān)でその地を耕作するが、[収入の]十分の一を我ら[政府]に届け、その残りは自分の耕作者たち(mazāri'an)と一緒に取れ<sup>27)</sup>。

これは、フレグ・ウルスにおいて、軍人が荒廃地で奴隸などを用いて耕作することを奨励したものである。前掲史料『元典章』戸部・卷5・荒田・「荒閑田土無主的做屯田」と比較すると、どのようなことが言えるだろうか。

まず、両史料に共通しているのは、荒廃した無主の土地を再墾しようとする者が、旧所有者よ

りも概ね優先される措置がとられていることである。大元ウルスにおいては、半年以内に旧所有者が出現して官司に訴えることがなければ再墾した者の所有となり、フレグ・ウルスにおいては、旧所有者が出現してもそのまま軍人の所有権が認められ、ただし収入の十分の一を政府と旧所有者に納める義務だけは負った<sup>28)</sup>。前者は軍屯、後者は軍人に分与したイクターであるという違いはあるものの、いずれも農耕地域における兵站活動をより充実させるための政策の一環として、積極的に荒廃地の再墾を手がけようとしたものといえよう。大元ウルスにおいては、河南江北行省の広大な荒廃地において、屯田軍人に耕牛・農具・種子などを与え、復興を目指していた<sup>29)</sup>。一方、フレグ・ウルスにおいても、とくに荒廃が著しかったといわれる西北イランとホラサーンを単なる王室領・国有地として放置せず、また多くの敵対する千戸長を断絶・改易した結果、没官された土地などについても、再墾してイクターに充てたのである<sup>30)</sup>。

ガザン・カンには、軍人や農民に耕牛などを配給して農業の復興と新耕地の拡大に努めるなど、勸農政策を積極的に推進していた。そうした政策がイクターの分与と関連性をもっていたことは、『集史』ガザン・カン紀・第36節と第37節から窺うことができる。例えば、第36節に、

[ガザン・カンが] 軍隊のイクター (iqṭā') を決めるときに、[その] 多くはこの家畜で耕作されて収入 (vajh) のいくらかある土地 (mavāzi') から駐留する (nishast) 彼らに分与した。もしも多くの地方 (vilāyāt) がなかったら、貴重な土地 (amlāk) を [軍隊に] 分与する必要があった。まだ多く [の土地] が政府 (divān) の所有として残されており、その軍糧を得ている<sup>31)</sup>。

とあり、また、第37節には、

このように荒廃した土地が耕されるようになると、穀物 (ghalla) は安くなり、駐留する (nishastan) 軍隊が、必要な遠征 (muhimmāt) のときに境界 (ḥudūd) や辺境 (sarḥaddhā) で多くの軍糧 (taghār) を容易に手に入れ、また国庫 (khizāna) の金銭 (māl) も獲得する<sup>32)</sup>。

とあるなど、政府の管轄下にあった荒廃地を再墾した土地がイクターとして分与され、その収穫物が軍糧に当てられたことを示す記述が散見される。荒廃地の復興とそれに伴う糧食生産の増加に伴い、軍糧の調達に必要な費用が節約されることや、辺境に遠征している軍隊にとって軍糧の調達が容易になることなど、多様な効果が期待されていたのである。

以上のように、イクター分与の政策の趣旨は、軍人の農民に対する圧迫を防ぎ、農民の離散を防ぎつつ農業の安定を図ると同時に、軍糧の現地調達と内部補給の原則を維持した上で、軍人の経済的基盤を確固たるものにすることであった。これは、大元ウルスで積極的に施行された屯田制とも政策目的の面で共通するところがある。こうした共通性を、時代や地域を問わない普遍的な現象として理解することもできるが、その一方で、両ウルスをめぐる状況の相違に着目すると、次のようなことがいえる。

まず、大元ウルスにおいて、アウルクが定着的な兵站組織＝奥魯として発達したのは、対南宋戦に際して軍人徴発と軍糧補給の要請があったためであった。そして、平宋後、屯田がさかんに建設されたのは、吸収した膨大な旧南宋軍人の労働力を活用し、同時に彼らの軍糧を確保するためであった。一方、フレグ・ウルスにおいては、内紛などによってアウルクが定着的な兵站組織として整備されるのが遅れ、ガザン・カンによってようやくイクター制が実施されることになった。これは、軍人による農民圧迫と軍糧の不足という問題を解決するため、耕地の一部を俸給として軍人に分与することにより、兵站供給の源泉を形成する措置であった。いずれの政策も、兵

站制度の充実という点で共通性を帯びてはいるが、時代の状況に応じてそれぞれ異なる事情や背景を持っていたのである。

さらに、大元ウルスとフレグ・ウルスに共通する事象として、兵站を負担する対象が限定化されていたことを挙げておきたい。つまり、モンゴル政権が定住民の世界に進出したとき、定住民を無制限に兵站組織の中に組み込んだのではなく、軍糧補給を担当させる対象を限定したのである。

このことは、大元ウルスにおいては、軍民異属という形で表れている。『元史』巻99・兵志・鎮戍・至元十五年（1278）十一月には次のように見える。

軍民異属の制、および蒙古軍の屯戍の地を定む。これより先、李璫叛き、軍民を分けて二と爲し、その属を異にす。後に江南を平らぐるに因り、軍官始めは民職を兼ね、遂にこれに因る。およそ千戸を以て一郡を守れば、則ちその麾下を率いてこれに従い、百戸もまた然り。便ならず。ここに至りて、軍民をしておのおの異属せしむること、初制の如し。

このように、軍民異属の制は反乱防止の意図を込めたものであったが、同時に軍官による人民の誅求に歯止めをかけることも目的の一つであった。実際には、諸々の官職を軍民に二分しただけでなく、人民に対してもそれに沿った措置を施したのである。例えば、華北の漢人に対して、民戸・軍戸・站戸・匠戸・儒戸などといった徭役や職能による戸の分類を施し、そのうち軍役と兵站を担う対象は軍戸と站戸に限定した。また、新たに接収した江南地域においても、この軍民異属の制は適用された<sup>33)</sup>。

一方、フレグ・ウルスにおいても、軍人に分与されたイクターの土地と農民は、それ以外の政府や宮廷に所属するものとは厳然と区別された。これは政府や宮廷の収入確保のための措置であったと同時に、軍糧を軍政系統のなかで自給させようとしたことのあらわれともいえる。つまり、民政に関わる収入は政府が確保し、軍政系統については軍人にイクターを分与することによって自足的な兵站活動を行わせたのである。再び、『集史』ガザン・カン紀・第24節のガザン・カンの勅令の細則の一つを挙げると、

第十条：次に、この軍人が駐留 (nishastan) する時、査閲 ('arz) するには、この書記官 (bitikchī) 某は勅令 (yarligh) に従って、名前を記した台帳 (daftar) をまず百戸長 (amīr-i şada) に、次にその千戸長 (amīr-i hazāra) に、次にその萬戸長 (amīr-i tūman) に示し、面接 (muvājah) して査閲する。そして次に中軍の長 (amīr-i charik-i qūl) に示す。… (中略) …我らはこのように命令して軍人のイクター (iqṭā') を恩賜 (soyūrghamishī) した。もし軍人が法律台帳 (daftar-i qānūn) に詳記されている以上に農民 (ra'āyā) から何かを徴発したり、軍人に与えてはいない農民 (ra'yat)、他の地方 (vilāyat) の農民 (ra'āyā) を庇護して自分の所に収容したり、彼らの村落の界内にある水と土地を独占して、耕地 (zirā'at) および牛・羊・驢馬 (darāzgoşh) の牧草地 ('alafkhwār) [の利用] を [界内の村民に対して] 禁止 (qūrīmishī) したり、毎年自分の [戸口] 数 (shumāra) と穀物 (?ḥabā') を報告せずにいたり、口実を設けて自分の代わりに他人を軍に送ったりする者があれば、その者は罪人 (gunāhkār) となる。… (後略)<sup>34)</sup>

とあり、この記事から、軍人が“軍人に与えてはいない民”などに誅求を加えることは有罪とされたことが判明し、また前掲史料に“軍の通路・宿営ではない幾らかの諸地域が主として [王室の] 収入資金として残れば、これは迷惑なしに管理することでき、そこから得られる税収で充足

できる<sup>35)</sup>”とあることから、イクターの土地と農民が、政府や宮廷所属の土地と農民とは区別されていたものと推察される。そして、イクターを分与された軍人たちは、中軍の長から百戸長にいたる階層的な軍事組織の中に位置づけられ、また、各イクターにおいて逸脱した行為を犯さないように、中央政府直属の書記官による監察を受けた。なお、上記史料において、軍人が軍役を忌避して他人に代役させようとするのを禁止している点も、大元ウルスの場合と相似しており、興味深い<sup>36)</sup>。

さて、大元ウルスとフレグ・ウルスは、農耕地帯に進出した際、耕地の荒廃や農民の離散といった共通の問題に直面した。それらの問題に対処するため、両ウルスはそれぞれ現実的な措置を採用し、結果として、凶らずも似たような情況が各所に見られることとなった。例えば、それを兵站制度という側面から見た場合、軍糧補給への要請とそれに対する措置を軸としたさまざまな共通点が浮かび上がってくるのである。これに付随してみられる軍民異属の原則などが、初期のイェケ・モンゴル・ウルスに由来するものか否かについては、今後のより緻密な考察を待たなければならない。また、奥魯制や正軍戸・貼軍戸制についても、モンゴルの初期に生じたとされる氏族制度の崩壊や新たな身分階層の形成の問題などと密接に関係させながら考察しなければ十分な理解は得られない。少なくとも現時点で結論できるのは、大元ウルスとフレグ・ウルスが遊牧世界と定住世界の摩擦から生じる諸問題に直面したとき、いずれもそうした摩擦を軽減する方針を示し、両世界の融合にむけての新たな方向性をもつ現実的な政策を採用したということである。

## おわりに

従来、ともするとモンゴルには征服者・略奪者・破壊者としてのイメージがつきまとい、開明的なものはすべて被征服者たる農耕民から得たものとみなされる傾向にあった。たしかに、モンゴルによる征服や略奪行為が無かったわけではないが、それを過剰に指摘するのも問題ではなからうか。イェケ・モンゴル・ウルスが中国やイランの農耕地域に展開して土地との結びつきを強め、大元ウルスやフレグ・ウルスという新しい政権を築き、それを長期間にわたって維持したことには、確固たる理由があるはずである。モンゴルは、元来、移動の可能な人間集団に基づく柔軟な制度を持ち、そこに征服地の人々も吸収しながら、征服地の現状を尊重し活用する体制を築いてきた。大元ウルスやフレグ・ウルスの農耕地域においては、大規模かつ本格的な勸農政策を実施しただけでなく、兵站活動の面でも征服地の住民を無制限に収奪しない方法、すなわち軍民異属の原則を採用した。そうした特性があってこそ、モンゴル時代の諸ウルスが単なる軍事政権で終わることなく、経済政策に重心を置く体制へと移行することができたのではなからうか。

以上、本稿は、大元ウルスとフレグ・ウルスが兵站制度に関して軌を一にしている面の少なくともないことを示唆したにすぎない。それをより実証的に考察することは今後の課題である。

## 註

- 1) 蓮見節「モンゴル軍の移動とa'uruqについて(上)」(『モンゴル研究』16, 1985年)。蓮見節「モンゴル軍の移動とa'uruqについて(下)」(『モンゴル研究』17, 1987年)。
- 2) 『元朝秘史』中のアウルクに関する記載箇所は、本文に引用した史料以外に、巻8・第198節、巻10・第233節、巻11・第253節・第257節、巻12・第271節が挙げられる。
- 3) 岩村忍「元朝奥魯考」(『北亜細亜学報』1, 1942年)。岩村忍「兵員の補充と物資の補給」(『モンゴル

- 社会経済史の研究』, 京都大学人文科学研究所, 1968年, pp.245-262). 村上正二「元朝兵制史上における奥魯の制度」(『モンゴル帝国史研究』, 風間書房, 1993年, pp.97-138, 初収『東洋学報』30-3, 1943年).
- 4) 拙稿「奥魯制の展開とその意義—大元ウルスの漢地支配—」(『アジア・アフリカ歴史社会研究』創刊号, 1996年).
  - 5) 海老沢哲雄「元朝治下におけるモンゴル軍人と漢人奴婢」(『北海道教育大学紀要(第一部B)』17-1, 1966年).
  - 6) 漢軍戸については, 大島立子「モンゴル政権の漢人支配」(『モンゴルの征服王朝』, 大東出版社, 1992年, pp.184-203), 太田弥一郎「元代の漢軍戸とその農業生産」(『集刊東洋学』31, 1974年), 陳高華「論元代的軍戸」(『元史論叢』1, 1982年)などを参照.
  - 7) 前掲, 太田弥一郎「元代の漢軍戸とその農業生産」, p.161.
  - 8) 南宋接收後の新附軍については, 堤一昭「大元ウルスの江南駐屯軍」(『大阪外国語大学論集』19, 1998年)を参照.
  - 9) 拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」(『社会科』学研究』36, 1999年).
  - 10) Raschid-eldin, *Histoire des Mongols de la Perse*, tr. et ed. par E. Quatremère, Amsterdam, 1968, p.312.
  - 11) 『集史』ガザン・カン紀は次の校訂本に拠った. Rashid/Jahn, *Geschichte Gāzān-Ḥān's aus dem Ta'riḥ-i Mubarak-i-Gāzānī des Raṣīd al-Dīn Fadlallāh b. 'Imād al-Dāula Abū-Ḥair*, hrsg. von K.Jahn, London, 1940.
  - 12) 本田實信「フラグ・ウルスのイクター制」(『モンゴル時代史研究』, 東京大学出版会, 1991年, pp.233-260, 初収『北海道大学文学部紀要』7, 1959年). その他, 次の諸編にもフレグ・ウルスのイクターに関する記述が見られる. C.D'Ohsson, *Histoire des Mongols*, IV, La Haye et Amsterdam, 1835, pp.420-429; H.H. Howorth, *History of the Mongols*, III, London, 1888, pp.511-514; M.Belin, *Du régime des fiefs militaires dans l'Islamisme*, *Journal Asiatique*, 1870, pp.218-220; A.K.S. Lambton, *Landlord and peasant in Persia*, London, 1953, pp.88-90; B. Spuler, *Die Mongolen in Iran*, 2. erweiterte Auflage, Berlin, 1955, pp.408-409.
  - 13) Rashid/Jahn, pp.304-305.
  - 14) Ibid., pp.301-302.
  - 15) Ibid., pp.302-303.
  - 16) Ibid., p.305.
  - 17) Ibid., pp.305-306.
  - 18) ガザン・カン期の税制については, 本田實信「ガザン・ハンの税制改革」(前掲『モンゴル時代史研究』, pp.261-322, 初収『北海道大学文学部紀要』10, 1961年)に詳しい.
  - 19) Rashid/Jahn, pp.306-307.
  - 20) Ibid., pp.307-308.
  - 21) Ibid., p.308.
  - 22) Ibid., p.310.
  - 23) 前掲, 本田實信「フラグ・ウルスのイクター制」, pp.256-257. *Die Resālā-ye Falakiyyā des 'Abdullāh Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī*, hrsg. von W.Hinz, Wiesbaden, 1952, pp.44b-46a, p.68a-b, pp.78b-79a.
  - 24) ここに言う『モンゴル史』とは, ガザン・カンの勅命でラシード・アッディーンにより編纂が開始され, その後継者である弟のオルジェイトゥに奉げられた史書を指し, いわゆる『集史』の原型として位置付けられるものである.
  - 25) 志茂碩敏「モンゴルとベルシア語史書—遊牧国家史研究の再検討—」(杉山正明他編『岩波講座世界歴史12中央ユーラシアの統合』, 岩波書店, 1997年), p.258.
  - 26) 前掲, 拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」, pp.27-28.
  - 27) Rashid/Jahn, p.306.
  - 28) 正確に言えば, この“十分の一”のうち, 半分は政府に, 半分は旧所有者に帰した. 前掲, 本田實信「フラグ・ウルスのイクター制」, p.241, 註20を参照.

- 29) 前掲, 拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」, pp.31-36.
- 30) 前掲, 本田實信「フラグ・ウルスのイクター制」, p.253.
- 31) Rashid/Jahn, p.347.
- 32) Ibid., p.352.
- 33) 前掲, 堤一昭「大元ウルスの江南駐屯軍」, pp.183-188.
- 34) Rashid/Jahn, pp.308-309.
- 35) 前掲, 註15史料.
- 36) 同様の禁令は、『元典章』卷34・兵部・替補・軍官代替軍人などに示されているように, 大元ウルスの事例でも確認できる.

(1999年5月20日受理)